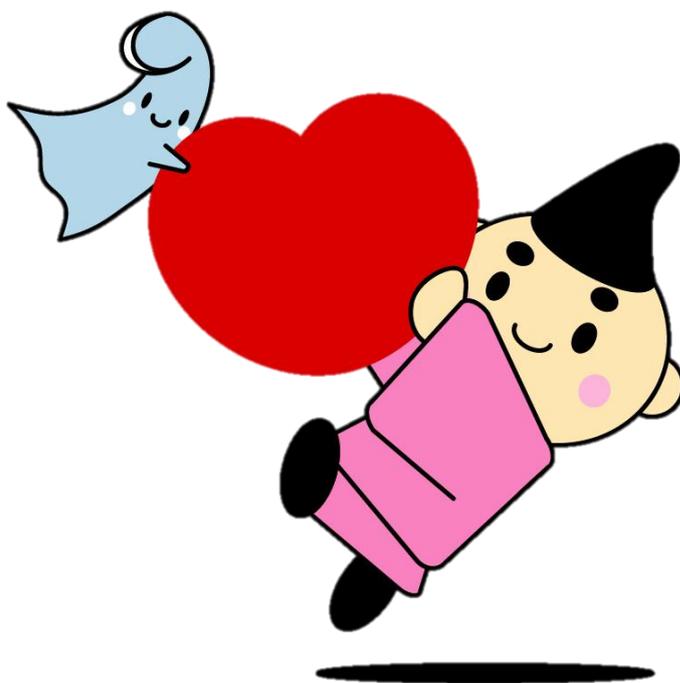


いのち支えるちがさき自殺対策計画

～誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現を目指して～

(第1期 茅ヶ崎市自殺対策計画)

<平成31年度(2019年度)～平成35年度(2023年度)>



【 概 要 版 】

平成31年(2019年) 3月

茅ヶ崎市

自殺に関する基本認識

- ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ・年間の自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ・対策は、地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルで推進する

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）が平成 31 年 4 月 30 日に施行され天皇陛下がご退位されます。ご退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

目 次

1	本計画策定の背景と趣旨	4
2	計画の構成	4
3	自殺対策計画策定の背景と目的	4
4	茅ヶ崎市の現状	5
5	いのちを支える自殺対策における取組 施策体系	6, 7
6	基本施策	8
7	重点施策	10

1 本計画策定の背景と趣旨

本計画は、国が定めた「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」に基づく法定計画であり、神奈川県が定めた「かながわ自殺対策計画」も踏まえ、茅ヶ崎市における「市町村自殺対策計画」とし、本市の総合計画を支える個別計画として位置づけ本計画を推進します。

本計画の期間は、国の自殺総合対策大綱見直し期間及び県計画期間と同様の5年間とし、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの計画とします。

年度 計画名	平成30年 2018	平成31年 2019	平成32年 2020	平成33年 2021	平成34年 2022	平成35年 2023
茅ヶ崎市 総合計画	→					
第4次実 施計画	→					
自殺対策 計画		→				

2021年
見直し・評価

2 計画の構成

- 第1章 自殺対策計画策定の背景と目的
- 第2章 茅ヶ崎市の自殺の現状
- 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

3 自殺対策計画策定の背景と目的（第1章）

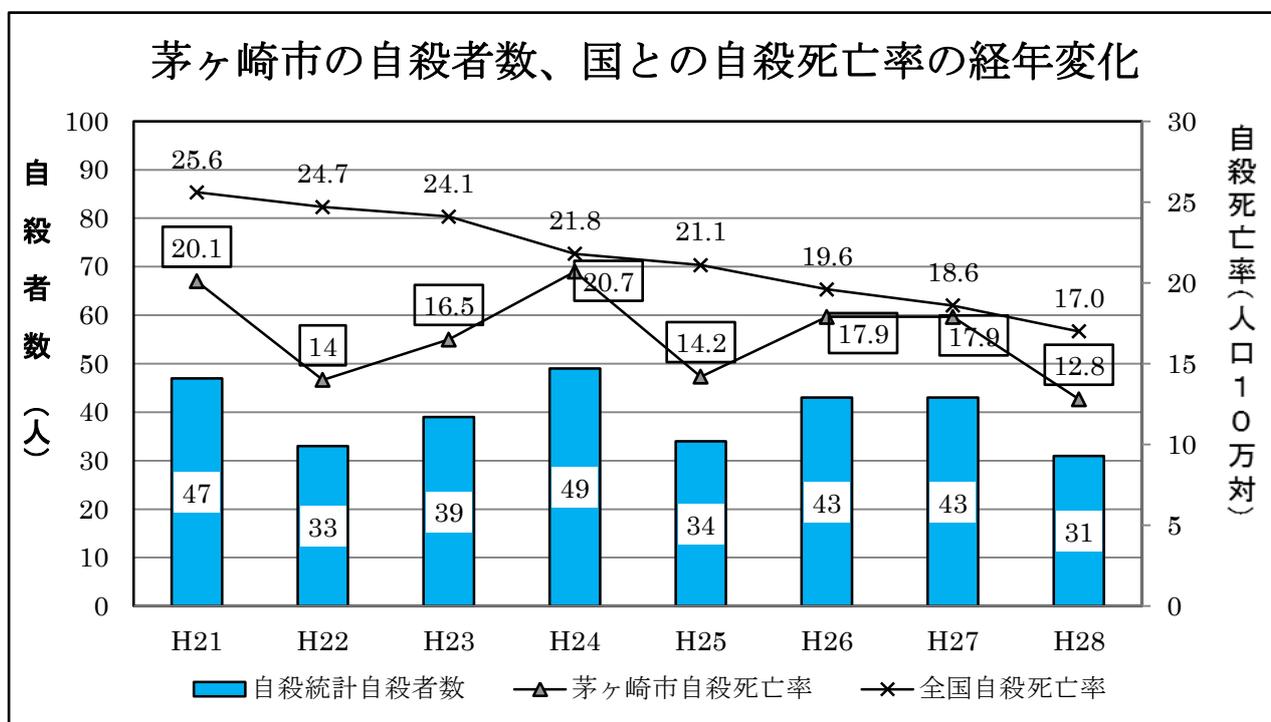
本計画を策定するにあたっては、基本理念である「誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現」に向け、地域における「生きる支援」を最大限活用した地域づくりを目指します。

本市では国、県の目標値を勘案し、当面の目標値として平成28年（2016年）の自殺死亡率12.8に比べ平成35年（2023年）までにおおむね15%以上の減少となる10.9以下を目指します。

茅ヶ崎市	平成28年（2016年）	平成35年（2023年）
自殺死亡率（人口10万対） （自殺統計自殺日・住居地）	12.8	10.9 以下

4 茅ヶ崎市の現状（第2章）

人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率（以下「自殺率」）は、茅ヶ崎市は全国と比較して低位に推移しています。



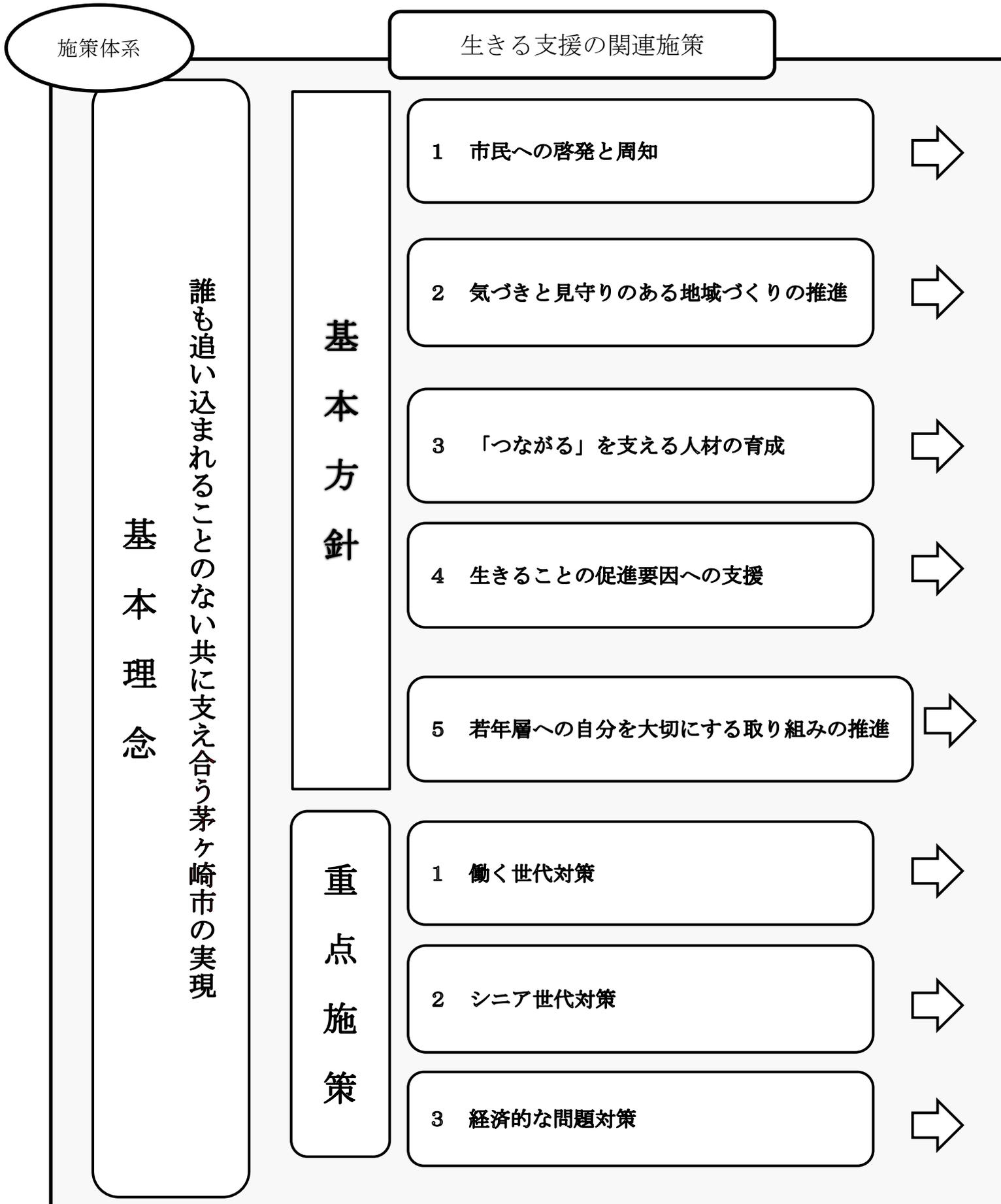
自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」より

地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住所地、2012年～2016年合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位: 男性40～59歳有職同居	37	18.5%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位: 男性60歳以上無職同居	23	11.5%	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ） +身体疾患→自殺
3位: 女性60歳以上無職同居	22	11.0%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位: 男性40～59歳無職同居	16	8.0%	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位: 男性60歳以上無職独居	10	5.0%	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」より

- ・順位は自殺者の多さに基づいています。
- ・「背景にある主な自殺の経路」は自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）を参考としています。



基本施策

- 
- 1－(1) 市民に対する普及啓発活動の実施・・・(3項目)
 - 1－(2) 各種メディア媒体を活用した啓発活動・・・(2項目)
 - 1－(3) うつ病の知識と理解を深める普及啓発活動の推進・・・(1項目)
 - 1－(4) 地域と連携した情報の発信・・・(1項目)

- 
- 2－(1) こころの健康づくりの推進体制の整備・・・(1項目)
 - 2－(2) 地域における相談支援体制の充実・・・(1項目)
 - 2－(3) 様々な職種を対象としたゲートキーパー養成・・・(2項目)

- 
- 3－(1) ゲートキーパーのフォローアップ研修・・・(1項目)
 - 3－(2) かかりつけ医等と精神科医師との連携強化・・・(1項目)
 - 3－(3) 健康教育等によるこころのケアの推進・・・(1項目)
 - 3－(4) 救急医と精神科医との連携強化・・・(1項目)
 - 3－(5) 関係機関へのコンサルテーション・・・(1項目)

- 
- 4－(1) 自殺未遂者への信頼できる人との繋がり の充実・・・(1項目)
 - 4－(2) 自死遺族を対象とした相談支援体制の充実・・・(1項目)
 - 4－(3) 生活困窮者への支援の充実・・・(1項目)
 - 4－(4) 育児、介護疲れのある方への支援の充実・・・(1項目)

- 
- 5－(1) 学校におけるこころの健康づくり推進体制強化・・・(1項目)
 - 5－(2) 子ども・若者に関わる相談支援体制の充実・・・(1項目)
 - 5－(3) 若年層への普及啓発・・・(1項目)

取り組みの方向性

- 
- 1－① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進・・・(2項目)
 - 1－② 労働関係機関等と連携した職域研修会の実施・・・(2項目)
 - 1－③ 就労サポート事業等でのメンタルヘルス相談の実施・・・(1項目)

- 
- 2－① 地域包括支援センター、介護事業所等のその支援者を対象にしたゲートキーパー養成の実施・・・(2項目)
 - 2－② 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくり・・・(1項目)
 - 2－③ 家族介護支援等のための取り組み・・・(1項目)

- 
- 3－① 生活困窮者自立支援事業等の関連制度の活用による支援・・・(1項目)
 - 3－② 多様な法律相談等法的問題解決のための情報提供の充実・・・(1項目)
 - 3－③ 多分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備する・・・(1項目)

6 基本施策

基本方針 1 市民への啓発と周知

1－(1) 市民に対する普及啓発活動の実施

- ①相談先情報を掲載したリーフレット等啓発グッズを作成し、様々な場所に配布します。
- ②自殺対策強化月間（3月）でのキャンペーンを実施します。
- ③自殺予防週間（9月）に合わせて講演会等を実施します。

1－(2) 各種メディア媒体を活用した啓発活動

- ①広報紙を活用し、対策関連の特集や各種情報を掲載することで市民への理解を促進します。
- ②市ホームページやTwitterを活用した情報発信に努めます。

1－(3) うつ病の知識と理解を深める普及啓発活動の推進

講演会やリーフレットの配布、広報媒体等の活用によるうつ病等の普及啓発活動を実施します。

1－(4) 地域と連携した情報の発信

町内会、自治会へ回覧板等で情報発信を行うことにより地域住民への理解促進を図ります。

基本方針 2 気づきと見守りのある地域づくりの推進

2－(1) こころの健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉連絡協議会等を活用し、様々な対象、課題に対する相談支援体制の連携強化を図ります。

2－(2) 地域における相談支援体制の充実

多様な相談に対応できる住民向けの相談窓口一覧の配布、周知を行います。

2－(3) 様々な職種を対象としたゲートキーパー養成

- ①市職員研修において自殺対策の説明と併せてゲートキーパー養成研修を行います。
- ②市民向けのゲートキーパー養成研修を開催し、地域における見守り体制の強化を目指します。

基本方針 3 「つながる」を支える人材の育成

3－(1) ゲートキーパーのフォローアップ研修

ゲートキーパー養成研修修了者へのフォローアップを実施します。

3－(2) かかりつけ医等と精神科医師との連携強化

かかりつけ医等がうつ病と診断した人を精神医療につなぐ連携の強化を目指します。

3－(3) 健康教育等によるこころのケア推進

市内にある企業に出向いてメンタルヘルスに関する講話を行う等こころのケアを推進します。

3－(4) 救急医と精神科医との連携強化

救急病院精神科医療機関連絡会により連携強化の協議をしていきます。

3－(5) 関係機関へのコンサルテーション

ハイリスク者に対応する支援者への技術支援を要請等に応じて実施します。

基本方針 4 生きることの促進要因への支援

4－（1）自殺未遂者への信頼できる人とのつながりの充実

自殺未遂者が適切な相談機関につながるよう支援します。

4－（2）自死遺族を対象とした相談支援体制の充実

自死遺族が相談しやすい相談支援体制の充実に努めます。

4－（3）生活困窮者への支援の充実

関係機関と連携した包括相談会を企画します。

4－（4）育児、介護疲れ等のある方への支援の充実

育児や介護に携わる職員へのコンサルテーション等技術支援を要請に応じて実施します。

基本方針 5 若年層への自分を大切にしている取り組みの推進

5－（1）学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化

①地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化を図ります。

②教職員への普及啓発及び研修を実施します。

③児童生徒を地域で支える関係者への研修を実施します。

5－（2）子ども・若者に関わる相談支援体制の充実

子ども・若者に関わる相談支援体制を強化するとともに相談先の周知をスクールソーシャルワーカーと連携し、強化します。

5－（3）若年層への普及啓発

①学園祭などを活用し、自殺対策キャンペーン等での普及啓発活動を実施します。

②高等学校や中学校において性教育や望まない妊娠等自分を大切にしている取り組みを充実します。

重点施策

1 働く世代対策（勤務・経営対策）

1-①職場におけるメンタルヘルス対策の推進

ア) 職場におけるメンタルヘルスに関してのリーフレットを作成し、相談先の周知を進めます。

イ) 保健所で関わった有職者の自殺関連事例について事例検討を行い、対応法や支援について検証していきます。

1-②労働関係機関と連携した職域研修会の実施

ア) 労働基準監督署等と連携し、市内の事業者に対して勤務問題の現状についての啓発を行うとともに、相談先の周知を進めます。

イ) 職域メンタルヘルス対策として市内の事業者への支援を行います。

1-③就労サポート事業等でのメンタルヘルス相談の実施

市役所で行う就労サポート事業で、メンタルヘルスに関する相談ブースを設置しメンタルヘルス関連の相談に応じます。

2 シニア世代対策（高齢者対策）

2-①地域包括支援センター、介護事業所等支援者を対象にしたゲートキーパー養成の実施

ア) 市内にある地域包括支援センター、介護事業所に対してのゲートキーパー養成研修を実施し、年間50人以上の養成を目指します。

イ) 養成した支援者にはフォローアップ研修を実施し、スキルの維持向上を図ります。

2-②高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくり

生きる支援に関する様々な相談先情報の掲載されたリーフレットを関係各所に配架します。

2-③家族介護支援等のための取り組み

介護疲れ等で介護者自身が心身の状態が不安定になった人に対し、支援につなげるための書式（アセスメントシート）の開発を行います。

3 経済的な問題対策（生活困窮者対策）

3-①生活困窮者自立支援事業等の関連制度の活用による支援

生活困窮者自立支援制度や生活保護制度に基づく各種の取り組みと自殺対策との連携を強化します。

3-②多様な法律相談等法的問題解決のための情報提供の充実

生きる支援に関する相談先情報リーフレットの作成及び、対象者に必要に応じて配布し、相談先の周知を図ります。

3-③多分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備する

複数の問題を抱える人へのつなぎの強化として「生きることの包括支援相談会」を関係各所と協力して年1回開催します。

いのち支えるちがさき自殺対策計画【概要版】

(第1期 茅ヶ崎市自殺対策計画)

平成31年3月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 茅ヶ崎市保健所保健予防課

QRコード



〒253-8660

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7

電話 0467-85-1171 (代)

FAX 0467-82-0501

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobil.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

